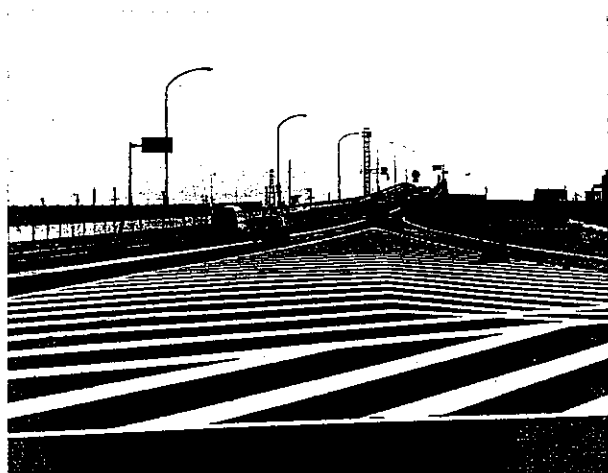


11号バイパス・本四道路連絡協議会々則



11号吉野川バイパス広島～大津間開通式
(昭和58年3月24日、新広島橋)

昭和五十一年十一月
広島インター用地買収価格を地権者に示し買収交渉開始。
昭和五十二年九月三十日
広島北川向、中喜来の地元説明会を建設省開催



広島ランプより加賀須野大橋を望む (昭和60年3月)

① バイパス松茂町新設部分の主な経過

昭和四十六年一月十二日

国道十一号バイパスについて説明会の後、町は鳴門土木に対して、中喜来バイパス工事の早期完遂について陳情。

昭和四十八年九月十七日

国道十一号バイパス、本四道路連絡協議会発足。

昭和四十九年二月十九日

国道十一号五十五号建設期成同盟会、四国地方建設局へ建設の促進を陳情。

昭和四十九年三月

加賀須野大橋、橋りょう部工事に着手。

昭和四十九年五月二十三日

国道十一号バイパス工事について中喜来地区周知会を開催。

昭和五十年一月十一日

中喜来住民、氏神である春日神社、呑海寺の移転を含む十一号バイパス建設反対の陳情書を町長、町議会に提出。

昭和五十二年十月

中喜来地区、バイパス用地の測量に同意し、用地の境界について確認。
昭和五十二年十一月

バイパス用地、幅杭入れの測量実施

昭和五十二年十二月

バイパス用地永久標識埋没測量実施

昭和五十三年二月二十八日

広島北川向取合道路説明会

昭和五十三年四月

広島北川向、中喜来の用地買収交渉開始

昭和五十三年九月十六日

広島インター墓地移転交渉妥結

昭和五十三年九月

昭和四十四年に県道用地として松茂町が先行取得した用地が放置され
たまなので、元の地主が買戻したいと陳情書を町長、町議会に提出

昭和五十四年八月

広島大津間工事に着手。

昭和五十五年一月

北川向、中喜来用地買収終了。

昭和五十五年十月十八日

広島インターまでの開通式典挙行。

昭和五十八年二月

広島大津間工事（橋りょう部、改良部）工事完成。

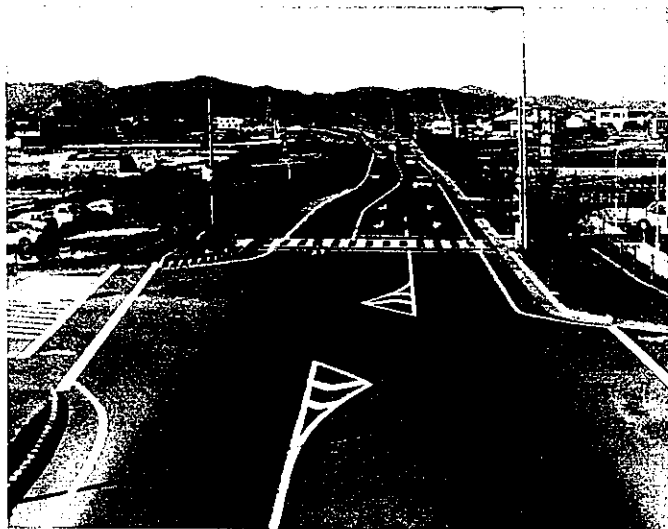
昭和五十八年三月二十四日

開通式挙行。（広島大津間供用開始。）

②国道一ノ号線の交通量調査

（新設へのデータ）

調査地点	年	昭和四九年	昭和五二年	増加率
徳島市かちどき橋	台/日	四六、六六	四八、六六	一・〇〇
徳島市吉野本町	台/日	一八、三四	二〇、六六	一・〇〇
坂野郡北島町老門	台/日	一八、一〇	一八、一〇	一・〇〇
鳴門市大津町矢倉	台/日	三三、三三	三三、三三	一・〇〇
鳴門市撫養町南浜	台/日	三三、〇一	三三、〇一	一・〇〇



国道11号バイパス（中喜来前原）
（昭和61年3月）

③ バイパス事業費（松茂町関係分）（松茂町開発課調）

年 度	金 額(円)	主 事 業 名
昭和四八年年度	一、一五七、〇〇〇	新加賀須野橋下部工事
四九	一、一五七、〇〇〇	〃
五〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〃
五一	一、〇〇〇、〇〇〇	〃
五二	一、〇〇〇、〇〇〇	新加賀須野橋上部工事 中喜来改良工事
五三	一、一五七、〇〇〇	〃
五四	一、一五七、〇〇〇	〃
五五	一、一五七、〇〇〇	新加賀須野橋下部工事 中喜来改良工事
五六	一、一五七、〇〇〇	〃 上部工事
五七	一、一五七、〇〇〇	〃 舗装工事

④ 工事概要（広島大津間）

（松茂町開発課調）

(イ) 工事区間

自 徳島県板野郡松茂町広島字宮ノ前及び字小ハリ地内

至 徳島県鳴門市大津町備前島字横丁ノ越及び字草場ノ越地内

(ロ) 施工延長 L＝二、八九九m

(ハ) 構造基準 道路構造令第四種第一級

(ニ) 車線数 六車線

(ホ) 標準幅員

種別	区間	一 般 部	新 広 島 橋	大 谷 川 橋	摘 要
車道幅員		五・五m×二・六五m	五・五m×二・六五m	五・五m×二・六五m	

中央帯	分限帯(側帯)	分限帯(側帯)	分限帯(側帯)
三・〇m+〇・三三m×二 一・五m	一・〇m+〇・三三m×二 一・五m	一・〇m+〇・三三m×二 一・五m	一・〇m+〇・三三m×二 一・五m
白線歩行道 中央 三・〇m+一・五m×二 一・〇m	白線歩行道 中央 三・〇m+一・五m×二 一・〇m	白線歩行道 中央 三・〇m+一・五m×二 一・〇m	白線歩行道 中央 三・〇m+一・五m×二 一・〇m
路 肩	〇・三三m×一・〇m	〇・三三m×一・〇m	〇・三三m×一・〇m
停 車 帯	二・五m×二・五m	二・五m×二・五m	二・五m×二・五m
計	三・〇m	三・〇m	三・〇m

(イ) 設計速度 六〇km/H

(ロ) 最急縦断勾配 二・五%

(ハ) 最小曲線半径 一、〇〇〇m

(ニ) 設計基準交通量 四三、二〇〇台/日

(ホ) 昭和六十五年計画交通量 三六、六〇〇台/日

(ヘ) 標準横断勾配 二・〇%

(ニ) 舗 装 アスファルトコンクリート舗装

(フ) 橋りょう 二箇所 (L＝一九五m)

(ク) 工事量 L＝七六m

(ケ) 盛 土 一五六、八〇〇m³

(コ) 擁壁工 六、二六七m

(セ) 排水工 九、三三六m

(ソ) 路面工 六四、三八〇m²

(タ) 舗装工 六四、三八〇m²

ロ 関連事業

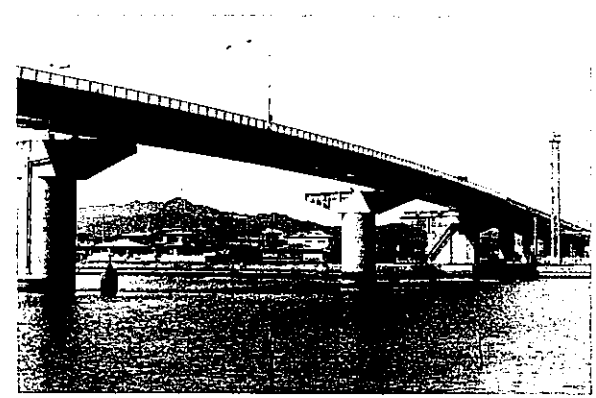
前記本体事業の施工に伴い、県道、市道、町道及び農業用水路が遮断され、従来の機能を維持するため付替工事を施工するもので、その計画概要は省略する。

⑤ バイパスの橋りよう (松茂町分)

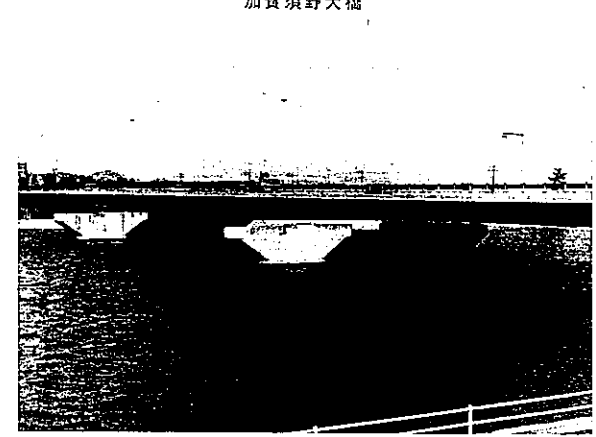
橋りよう名	延長(㊦)	幅員(㊦)
加賀須野大橋	三六九(八五〇)	一一・七
新広島橋	一九五	一四・四
中喜来橋	一六	一八・五
大谷川橋	四六(七六)	一六・二五

() 内は全長

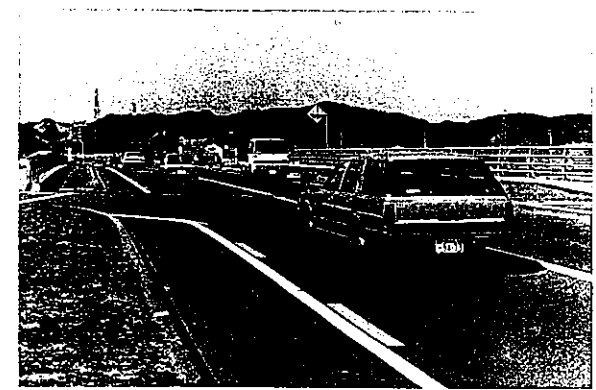
昭和六十年八月三十一日現在
(松茂町開発課調)



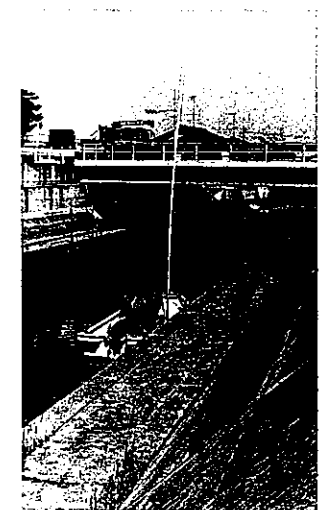
加賀須野大橋



新広島橋



大谷川橋



中喜来橋 (中須入江川)

氏名	就任年	離任年
稲木 弥五郎	昭五〇・四、一	昭五三、三、一
坂本 勇	昭五三、四、一	現在

(二) 旧吉野川河口堰

前項にも述べたとおり、潮止樋門を改修して河口堰を完成させたのは、水資源開発公団の旧吉野川河口堰管理所(徳島市川内町榎瀬)である。この管理所は、旧吉野川水系の水資源の開発管理に従事している。管理事務所から提供された文書を抜粋して掲げる。

1、旧吉野川の概要

前述と重なる点もあるが、水資源利用という統合的観点より、その概要を掲げる。

(1) 流域の概要

旧吉野川は、吉野川河口から一五キロメートルさかのぼった板野郡上板町六条の左岸堤防に設けられた第十樋門から分派され、阿讃山地より流下する宮川内谷川・黒谷川・大坂谷川・宮の谷川・板東谷川・樋殿谷川を加え、吉野川北岸の平野を東流し、板野郡北島町高房三つ合堰で右派今切川を分派し、両川共蛇行しつつ、松茂町広島において接近し、鍋川により連結、さらに大谷川・大代谷川を加え、紀伊水道にそそぐ緩やかな勾配を持つ平地河川である。

旧吉野川の流域面積は二三四・〇六平方キロメートル、流路延長二四、六七キロメートルで著しく蛇行し、河川勾配は上流部で二、五〇〇分の一、中流部で八、〇〇〇分の一である。また、今切川の流路延長は一、三六四キロメートルである。

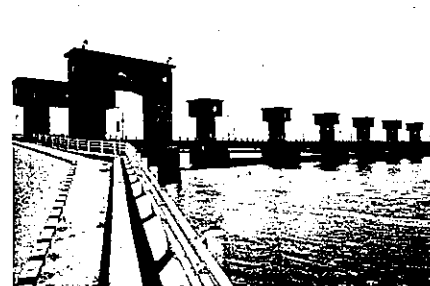
本川は吉野川の旧河道であったが、「寛文十二年(一六七一年)阿波藩主

蜂須賀侯は、城内へ水を引き、舟運を目的として別宮川を開削したところ、地形の影響により徐々に別宮川が本流と化した。」と言われている。その後、旧吉野川流域は、流量の減少とあいまって塩害が増加し、沿岸各村の農作物の被害は目にあまるものがあつた。そこで、各村の嘆願により宝歴二年(一七五二年)第十堰の原型が築造されるにいたつた。その後、第十堰は幾度か改修され、内務省の吉野川改修工事によって現在のものが出来上つた。

一方、第十樋門の設置は、デレーケの指導によるもので、第十堰の改築・第十樋門の新築により吉野川と分離し、昭和六年旧吉野川となつた。

第十樋門より蛇行しながら流下する旧吉野川は、約一二・七キロメートル下つたところで「三つ合堰」にいたる。三つ合堰は旧吉野川・今切川の分岐点であり、旧吉野川の右岸に平行し、今切川の流入を阻止するように突出した背割堤状の狭長な島である。その東端寄りに約二〇メートルの船道があり、平水位以下の流入は大部分この箇所より今切川に流入しており、その分流割合は、昔は旧吉野川対今切川は七対三であつたと言われているが、現在では四対六程度である。

「三つ合堰」の誕生は、流域農民の水争いの結果であつた。昭和五年夏、干天が続く吉野川の流量は極度に減少し、塩水は逆流し、取水樋門は閉塞され、塩害の発生がさげられぬ状況であつた。大津・松茂の農民は、ついに石材を満載した船を「三つ合」に結集し河中に投じた。これに対し今切川農民は、この石材の撤去を知事に陳情した。流血の惨事にはいたらなかつたが、過去においては、幾度かの流血事件を起こしたこともあり打開策のないままここにいたつたのである。これを機会として対策委員会が設置され、旧吉野川沿岸農業水利改良事業として、今切川潮止樋門・旧吉野川潮止樋門・鍋川舟通し工を施工することになつたのである。



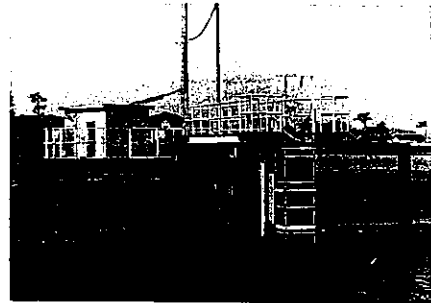
旧吉野川河口堰



旧吉野川河口堰操作事務所 (中喜来稲本)



旧吉野川水質塩分観測所 (中喜来群忠)



鍋川塩分観測所

今切川潮止樋門

着工 昭和十年四月

完成 昭和十一年十二月

旧吉野川潮止樋門

着工 昭和十二年三月

完成 昭和二十四年十月 (鍋川舟通工含む)

この両樋門の完成により、永年の水争い・塩害という二大禍根は除去され、かんがい用水は豊富になり、主要食糧の確保・増産となつたのである。しかし、昭和二十一年十二月二十一日早朝に起こつた南海地震は、各方面に甚大な被害を与えた。徳島測候所の調べでは、最大振幅南北二七、〇〇マイクロン、東西二六、〇〇〇マイクロン、周期南北二・三秒、東西二・〇秒、感度五の強震であつた。沿岸地方には津波が発生し、老朽家屋・煙突・不安定な燈籠・墓石が倒壊し、地割れが発生した。沖積層地帯である本川流域は、地盤変動が発生し、沈下量は〇・二〜〇・七メートルであつた。この地盤沈下により流域では、排水不良・塩水の被害が発生し、さらに潮止樋門においては約六〇センチの沈下が生じた。これにより基礎部分が破損し、下流潮位が高い場合は、逆流により淡水域の塩分濃度の上昇をきたした。これらの被害に対して、地盤変動対策事業等が施工され今日にいたつた。

(2) 治水の概要

昭和四十二年度中小河川旧吉野川改良事業を実施するまでは、本格的な改修はなく計画高水流量も、七〇〇立方メートル/秒程度であつたが、宮川内谷川の改修および樋殿谷川・大代谷川の改良工事の進展と計画確率の向上(一/七十年)とにより、今切川分派点において一、六〇〇立方メートル

ル/秒となった。これに伴い河道改修計画の再検討がなされ、河川拡張および河床掘削により河川流下能力を増大させる必要性が生じた。一方、この改修計画に対し、旧吉野川・今切川兩潮止樋門の存在は、ゲートスパンが小さいこと、堰敷高が高いこと等の理由により、流水に対する抵抗を増大させ、計画高水位が約一・〇メートル堰上げられることになる。そこで、河道改修計画のためには潮止樋門を撤去する必要がある。河川拡張の計画は、松茂町では、長岸の旧吉野川右岸、広島字北川向の旧吉野川左岸等が予定されている。

(3) 利水の概況

①農業用水
流域内耕地面積は、水田約四、六〇〇ヘクタール、畑地約一、八〇〇ヘクタールあり、このうち旧吉野川表流水直接取水は、水田三、七〇〇ヘクタール、畑地二〇ヘクタールである。これらは第十樋門から流入した吉野川表流水を中流部以上は直接機械揚水し、下流感潮部は、派川を含め五か所に設けられた潮止め樋門で流水を堰上げ、用水路に流入させ、揚水取水している地域が多い。

今切川潮止樋門は、昭和十一年付帯用水路と共に県営今切川沿岸農業水利改善事業として施工された。その操作は、かんがい期は常時閉鎖し、塩分の上昇に応じ一部樋門を開き塩分フラッシュを行い、非かんがい期は、上流都市用水事業者の要請期間に限り干満開閉を行っていた。

旧吉野川潮止樋門は、昭和二十三年に県営旧吉野川沿岸農業水利改良事業として完成した。その操作は、かんがい期には五日間を単位として、三日間は用水取水のため閉鎖し、二日間は低湿地の内水排除のため開放操作を原則としていたが、潮の影響が著しいため、内水排除の二日間は干満開閉としていた。非かんがい期は、以前は常時開放していたが、近年都市用

水事業者の要請により干満開閉を行っている。

②上水道用水

旧吉野川流域の上水道施設は、つぎの表のとおりである。この地域の家庭用水は、南海地震前は上流部において自由地下水を、下流部においては被圧地下水を利用してしたが、最近においては、ほとんどの地域に上水道施設が普及している。

旧吉野川流域の上水道施設（昭和六十年八月現在）

市町村名	計画給水人口(人)	計画給水量(日)	水源	種別	許可水利権
鳴門市	七五、〇〇〇	五五、五〇〇	旧吉野川表流水	〇、五二〇七九	
松茂町	一八、〇〇〇	一一、〇〇〇	旧吉野川表流水	〇、一六	
北島町	二〇、〇〇〇	一一、〇〇〇	深井戸		
藍住町	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	深井戸		
坂野町	一五、〇〇〇	九、〇〇〇	深井戸		

③ 旧吉野川流域の工業用水利用状況（昭和六十年八月現在）

会社名	取水河川	許可取水量		許可年月日	用途別
		m ³ /日	m ³ /秒		
東邦レーヨン	今切川	一、四〇〇	〇、〇二	〇、三三三	冷却用
日清紡績	旧吉野川	八、〇〇〇	〇、二五	〇、三〇二	冷却用、原料処理水
大塚化学薬品	旧吉野川	三、〇〇〇	〇、〇八	〇、三三三	冷却用
東亜合成化学	今切川	三、〇〇〇	〇、〇九	〇、三三三	雑用
徳島県工業用水	旧吉野川	三、三〇〇	〇、一〇	〇、三三三	工場給水
大麻工業用水	旧吉野川	三、〇〇〇	〇、〇九	〇、三三三	工場給水
ネッスル	〃	三、〇〇〇	〇、〇九	〇、三三三	工場給水
計	〃	三〇、〇〇〇	三、三三	〇、三三三	

2、旧吉野川河口堰

(1) 主な施設

- 旧吉野川河口堰
 - 今切川河口堰
 - 鍋川閘門
 - 旧吉野川水質観測局（旧吉野川河口堰上流五〇〇メートル）
 - 旧吉野川塩分観測局（ 右 同 同 ）
 - 今切川塩分観測局（今切川河口堰上流一〇〇メートル）
 - 鍋川塩分観測局（旧吉野川河口堰上流一、八〇〇メートル）
 - 第十樋門水位観測局
 - 大寺橋水位観測局
 - 坂野雨量観測局
 - (2) 事業実施計画
- 昭和四十五年二月二十八日「吉野川水系における水資源開発基本計画の一部変更」が公示されて旧吉野川河口堰建設事業が新規に追加決定された。同年七月二十三日建設大臣（主務大臣）より「旧吉野川河口堰建設事業に関する事業実施方針」が公団に指示され、同年十月三十一日「旧吉野川河口堰建設事業に関する事業実施計画」が認可された。
- その一部を紹介すると

○名称

この事業は、旧吉野川河口堰建設事業と称する。

○目的

①洪水の防衛
旧吉野川の河川改修とあわせて本事業により、当核地点における計画高水流量、旧吉野川河口堰地点で八〇〇立方メートル/秒、今切川河口堰

地点で一、一〇〇立方メートル/秒の疎通を図るものとする。

②流水の正常な機能の維持

旧吉野川河口堰および今切川河口堰によって海水の遡上を防止し、流水の正常な機能を維持するものとする。

③都市用水の取水

旧吉野川河口堰および今切川河口堰の設置によって、徳島県の都市用水の取水についてその取水距離を短縮し、事業の合理化を図るものとする。

○貯水・放流・取水または導水に関する計画

旧吉野川河口堰および今切川河口堰は、洪水時においては門扉をすみやかに開扉して、洪水の疎通を図り、平常時においては堰上流水位、河川流量および河口潮位などの状況に応じ門扉を操作し、海水の遡上を防止し、流水の正常な機能を維持するものであるが、その操作は、堰の上・下流の水利等に極力影響をおよぼさないよう行うものとする。

○費用およびその負担方法

①事業に要する費用の概算額 約七一億円

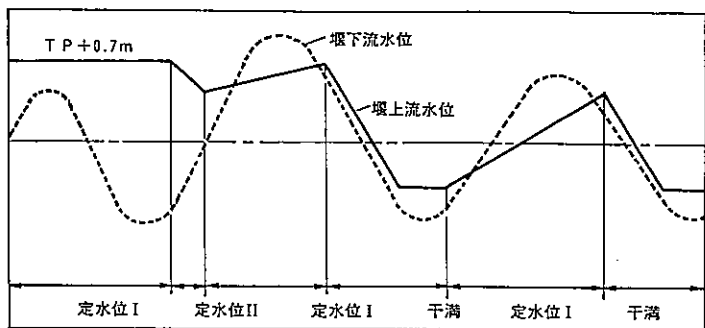
②費用の負担

1、洪水の防禦および流水の正常な機能の維持に係る費用の額は、建設に要する額に一、〇〇〇分の七二二を乗じて得た額とし、水資源開発公団法（以下「公団法」という）第二十六条第一項の規程により、水資源開発公団（以下「公団」という）は国から交付をうけるものとする。

2、都市用水に係る費用の額は、建設に要する額に一、〇〇〇分の二七八を乗じて得た額とし、公団において支弁する。ただし、公団は公団法第二九条の規定により、流水を都市用水の用に供する徳島県にこれを負担させるものとする。

(3) 河口堰の概要

旧吉野川河口堰操作模式図



※ 朝型平均満潮位 TP+1.317m
 // 干潮位 TP-0.833m

名	河川名称	位置	利	規	堰の構造												
					型	式	水	利	位	置	型	式	水	利	位	置	
旧吉野川河口堰	吉野川水系旧吉野川	徳島県板野郡松茂町中喜来	同	TP+1.317m	鋼製ローラーゲート	鋼製ローラーゲート	鋼製ローラーゲート	鋼製ローラーゲート	鋼製ローラーゲート	鋼製ローラーゲート	鋼製ローラーゲート	鋼製ローラーゲート	鋼製ローラーゲート	鋼製ローラーゲート	鋼製ローラーゲート	鋼製ローラーゲート	鋼製ローラーゲート
今切川河口堰	吉野川水系今切川	徳島県徳島市川内町板瀬	徳島県板野郡北島町鶴浜	TP+1.317m	鋼製ローラーゲート	鋼製ローラーゲート	鋼製ローラーゲート	鋼製ローラーゲート	鋼製ローラーゲート	鋼製ローラーゲート	鋼製ローラーゲート	鋼製ローラーゲート	鋼製ローラーゲート	鋼製ローラーゲート	鋼製ローラーゲート	鋼製ローラーゲート	鋼製ローラーゲート

徳島県営の工業用水道事業は、吉野川北岸工業用水道、大麻工業用水道、阿南工業用水道の三か所である。このうち、吉野川北岸工業用水道は、全工業用水道の四分の三の供給量をもっている。この吉野川北岸工業用水道と、大麻工業用水道を管理しているのが、吉野川工業用水道事務所（松茂町長岸）である。ここには事務所のほかに北岸工業用水道の浄水場があり、ここから工場へ工業用水を供給している。松茂町では、ここから工業用水の供給を受けている企業は今のところないが、将来は、多量の工業用水を要する企業の立地も考えられる。北岸工業用水道の給水能力は、現在余裕

(三) 吉野川北岸工業用水道

- 徳島県営の工業用水道事業は、吉野川北岸工業用水道、大麻工業用水道、阿南工業用水道の三か所である。このうち、吉野川北岸工業用水道は、全工業用水道の四分の三の供給量をもっている。この吉野川北岸工業用水道と、大麻工業用水道を管理しているのが、吉野川工業用水道事務所（松茂町長岸）である。ここには事務所のほかに北岸工業用水道の浄水場があり、ここから工場へ工業用水を供給している。松茂町では、ここから工業用水の供給を受けている企業は今のところないが、将来は、多量の工業用水を要する企業の立地も考えられる。北岸工業用水道の給水能力は、現在余裕
- 生活環境部長
- 農林水産部長
- 土木部長
- 企画局長
- 水資源開発公団旧吉野川河口堰管理所長
- 徳島市長
- 鳴門市長
- 北島市長
- 松茂町長
- 藍住町長
- 板野町長
- 吉野川土地改良区理事長
- 中島土地改良区理事長
- 津慈土地改良区理事長
- 川内土地改良区理事長
- 北島土地改良区理事長

- (4) 事業経過
- 昭和四十五年二月二十五日 基本計画閣議決定。
 - 昭和四十五年二月二十八日 基本計画公示。
 - 昭和四十五年七月二十五日 実施方針指示。
 - 昭和四十五年十月三十一日 実施計画認可。
 - 昭和四十六年六月 一日 今切川河口堰本体内工事着工。
 - 昭和四十八年六月 十五日 旧吉野川河口堰本体内工事着工。
 - 昭和四十九年七月三十一日 今切川河口堰本体内工事竣工。
 - 昭和五十年十月三十一日 旧吉野川河口堰本体内工事竣工。
 - 昭和五十一年四月 八日 施設管理方針指示。
 - 昭和五十一年六月 三十日 施設管理規程認可。
 - 昭和五十一年七月 一日 旧吉野川河口堰管理所開所。
- 工期 昭和四十四年～昭和五十一年
- 工費 約六九・九億円
- (5) 堰の操作
- かんがい期（三月一日～九月三十日）は五日間を周期とし、三日間は取水のための定水位操作、二日間は内水排除のための干満操作を行う。非かんがい期（十月一日～二月末日）は内水排除のための干満操作を行う。ただし、洪水の時は全ゲートを開放して洪水を疎通させる。
- (6) 旧吉野川河口堰管理運営協議会
- 河口堰の操作について協議するため、県知事を会長とする管理運営協議会が昭和五十一年から結成されて現在に至っている。組織はつぎのとおりである。（規約等省略）
- 会長 徳島県知事
- 委員 徳島県企画調整部長